ロ）インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

インターチェンジ相互間のキロ程（単位：キロメートル）	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額（単位：円）
100以下の場合	L R＋L'n R'n＋150
100を超え、200以下の場合	$\left(0.75+\frac{25}{L+L'n}\right)$（L R＋L'n R'n）＋150
200を超える場合	$\left(0.7+\frac{35}{L+L'n}\right)$（L R＋L'n R'n）＋150

㈱　この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'n：大都市近郊区間（n１）、恵那山特別区間（n２）又は飛騨特別区間（n３）のキロ程（単位：キロメートル）

R　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'n：大都市近郊区間（n１）、恵那山特別区間（n２）又は飛騨特別区間（n３）の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ハ）消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税（以下「消費税」という。）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税（以下「地方消費税」という。）の転嫁並びに料金の単位

ロ）に定める方法により算出した額に、消費税の税率とその率に地方消費税の税率を乗じた率との合算値に１を加算した値（以下「消費税率」という。）を乗じた額（以下「対距離制区間の消費税率を乗じた額」という。）を四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ニ）料金の額の特例

A　別添４の㈠に掲げるインターチェンジ相互間（別添４の㈡に掲げる額（単位：円）に金額の記載がない車種を除く。以下同じ。）の料金の額は、イ）からハ）までの規定にかかわらず、別添４の㈡に掲げる額（単位：円）に、消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。この措置による額が、当該車種に比して普通区間の１キロメートル当たりの料金の額が小さい車種（以下「下位車種」という。）の同一区間における料金の額を下回る場合は、下位車種の料金の額をこの措置による額と同額とする。

B　中央自動車道富士吉田線のうち高井戸インターチェンジから八王子インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合の料金算出方法の特例

㈠　ＥＴＣ車の場合

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、中央自動車道富士吉田線のうち高井戸インターチェンジから八王子インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合における料金の額は、イ）からハ）の規定にかかわらず、イ）により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ）からニ）Aに定める方法により算出した額と次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額との合算額とする。この措置による額が、イ）からハ）に基づく料金の額を上回る場合は、この措置は適用しない。

車　種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料　金	472.222	574.074	666.667	953.704	1,574.074

ただし、当該区間の一部又は全部、次表のａに掲げる道路及びｂに掲げる道路を連続して通行する場合、この措置は適用しない。

なお、ただし書きにおいて、ｃに掲げる道路の各インターチェンジを流出し、15分以内にｄに掲げる道路の各インターチェンジで再流入した場合は、連続して通行したものとみなす。

a
中央自動車道富士吉田線の東名ジャンクションから中央ジャンクションまで、東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の大泉インターチェンジから川口ジャンクションまで、関越自動車道新潟線の中央ジャンクションから大泉インターチェンジまで、常磐自動車道の川口ジャンクションから三郷インターチェンジまで及び東関東自動車道水戸線の三郷インターチェンジから高谷ジャンクションまでの区間（以下「東京外環自動車道」という。）
首都高速道路株式会社が管理する道路

b
中央自動車道富士吉田線（東名ジャンクションから中央ジャンクションまでの区間を除く。）
第一東海自動車道（東京インターチェンジから東名ジャンクションまでの区間を除く。）
東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線（大泉インターチェンジから川口ジャンクションまでの区間を除く。）
東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線（中央ジャンクションから大泉インターチェンジまでの区間を除く。）
東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道（川口ジャンクションから三郷インターチェンジまでの区間を除く。）
東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線（三郷インターチェンジから高谷ジャンクションまでの区間を除く。）
東日本高速道路株式会社が管理する一般国道１号及び16号（横浜新道）
東日本高速道路株式会社が管理する一般国道14号及び16号（京葉道路）（以下「京葉道路」という。）（篠崎インターチェンジから京葉ジャンクションまでの区間を除く。）
東日本高速道路株式会社が管理する一般国道16号及び468号（横浜横須賀道路）（以下「横浜横須賀道路」という。）
東日本高速道路株式会社が管理する一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）（以下「東京湾横断・木更津東金道路」という。）
東日本高速道路株式会社が管理する一般国道466号（第三京浜道路）